

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和3年3月15日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

京都醍醐センター株式会社

代表取締役 平井 義也

京都市伏見区醍醐高畑町30-1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パセオ・ダイゴロー西館

京都市伏見区醍醐高畑町30-1

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設の位置	位置 届出書添付図面記載のとおり	位置 届出書添付図面記載のとおり

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

令和3年3月1日

3 届出年月日

令和3年2月26日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 期間

令和3年3月15日(月)から同年7月15日(木)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和3年7月15日(木)

6 その他

当該届出については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更として認定している。

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)